

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う放送受信料の免除について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国民生活および国民経済に甚大な影響が及んでいます。特に、休業要請や外出自粛要請等の影響により、多くの中小企業や個人事業者の事業継続が困難となる事態が生じていることから、NHKでは、事業者の負担を軽減するための緊急的な措置として、次のとおり受信料の免除を実施します。

1. 免除する内容

○免除する放送受信契約の範囲

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）の持続化給付金の給付決定を受けた場合、事業所等住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約を全額免除する（令和3年3月31日までにNHKに免除の申請をした場合に限る）

○免除する期間

NHKに免除の申請をした月とその翌月（2か月間）

※ただし、受信機を設置した月に、受信契約を締結して免除を申請した場合、設置月は受信料をいただかないため、その翌月および翌々月（2か月間）

2. 免除の手続き

NHKのホームページより「免除申請書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、「免除申請書」と「持続化給付金」給付通知書（コピー）を封筒に入れて、NHKの指定するあて先に郵送していただきます。

「免除申請書」のダウンロードおよび受付は、2020年5月18日から開始します。

※お手続きの詳細についてはNHKのホームページをご確認ください。